



### 「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」の対象者

新たに受給資格を得た人で、具体的には次のような例があります。

- ・お子さんが生まれた
- ・市外から転入した
- ・公務員を退職した
- ・養子縁組をした（再婚による配偶者のお子さんとの養子縁組含む）
- ・単身赴任で海外に赴任していたが、帰国してお子さんを監護するようになった
- ・施設や里親に入所・措置されていた支給対象児童を監護するようになった
- ・海外で暮らしていたお子さんが転入し監護するようになった
- ・離婚をして支給対象児童と共に現在受給している人と別世帯になった（離婚協議中の別居含む）
- ・現在受給している人が受給できなくなったため新たに受給資格者となった（逮捕・拘禁や行方不明、亡くなったなど）
- ・配偶者からの暴力のため支給対象児童と共に現在受給している人と別居した  
など